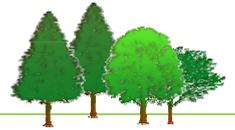


3 あきる野市が目指す森づくりの姿



(1) 基本理念

この構想では、「郷土の恵みの森」の実現を通して、これからの「人と森との新たな共生の姿の創出」を目指します。

「郷土の恵みの森」を実現していく過程で、様々な主体が協働して、それぞれの森や地域の特性に応じた利活用を進め、森の大切さや魅力を伝えていくことで、森の健全な環境を保全するとともに、一人ひとりの心の中に「郷土愛」や「自然愛」を育み、あきる野市全体の魅力を高め、地域全体の活性化にもつなげていきます。



(2)「郷土の恵みの森」とは

あきる野市が目指す「郷土の恵みの森」とは、あきる野の森やその周辺にある様々な資源、あきる野の森ならではの魅力を最大源に活かし、守り、育てていくことによって、将来にわたり、多様で豊かな恵みを私たちにもたらしてくれる森です。

「郷土の恵みの森」は、大きく次の4つの特徴を備えた森であることが期待されます。

特徴1 “森への想い”や“かかわり”があってはじめて成り立つ森

「郷土の恵みの森」は、町内会・自治会や森林所有者、市民、森林・木材関係団体、産業関係団体、企業、他自治体、市、さらに市外の人々など、様々な人々のあきる野の森に対する“想い”や将来への“夢”、そして何らかの“かかわり（働きかけ）”があってはじめて成り立ちます。

特徴2 “ふるさとの森”、“自分たちの森”として愛着や誇りを醸成する森

あきる野の森に目を向け、その魅力を再発見・再発掘することで、一人ひとりが“ふるさとの森”、“自分たちの森”としての想いを強くし、その心の中に「郷土愛」や「自然愛」（森や郷土への愛着や誇りなど）が育まれます。

特徴3 人・地域の交流・つながりを生み、地域活性化をもたらす森

「郷土の恵みの森」による森づくりを通して、様々な立場の人や地域間の交流・つながりが新たに生み出されます。また、「郷土の恵みの森」は、市外の人々も高い関心を持つような魅力的な森であり、市外の人々や他自治体との交流・つながりも生まれ、地域が活性化されていきます。

特徴4 みんなの“共通の財産”として、将来世代や市内外の人々へと伝えていく森

「郷土の恵みの森」は、みんなの“共通の財産”であり、市民はもちろん、将来の世代、市外の人々にも広く伝えていきます。





図 「人と森との新たな共生の姿」のイメージ

表 「郷土の恵みの森」がもたらしてくれる多様な恵み

分類	具体的な恵みの内容	
環境保全	水源かん養	洪水の緩和、保水、水量調節、水質浄化など
	土砂流出防止／土壌保全	土砂災害防止、表面浸食防止、表層崩壊防止、防風など
	快適環境の形成	気候緩和、大気浄化、生活環境の保全（騒音防止など）など
	生物多様性の保全	多様な生物の生息・生育環境、遺伝子・種・生態系の保存など
	地球環境の保全	地球温暖化の緩和（二酸化炭素吸収）、気候の安定など
経済	林産物（木材、きのこ・山菜、工芸材料など）の生産など	
郷土教育 ^{※9}	郷土文化・風土の伝承、学習・教育の場、体験の場など	
歴史・文化	古道・寺社などの保全、歴史・芸術・伝統文化の伝承など	
健康	療養（癒し）、保養（森林浴など）、行楽・スポーツの場など	
観光	景観・風致、観光スポットなど	

※9 郷土教育

郷土の自然や生活・文化を教材に、郷土への愛着と理解を育成することを目標とした教育のこと。この構想では、ふるさとあきる野の森の姿、森とのかかわりの中で生まれた暮らしの知恵や技、文化などについて、体験を通じて学び、世代間交流や地域活性化を図りながら次世代へと伝えていくことを目指す。

(3) 森づくり(利活用)の基本方針

「郷土の恵みの森」の実現に向けて、次の4つの基本方針に沿った森づくりを展開していきます。

基本方針1：森の多面的機能を高める“環境の森づくり”を進めます

豊かな「森の恵み」を享受するために、それぞれの森の特性や利活用の方向に応じた機能を高めつつ、他の多面的な機能の向上も同時に図っていく“環境の森づくり”（詳細 23 頁参照）を進めます。

また、それぞれの森の特性や役割をふまえて、定期的な枝打ちや間伐など適正な管理による下層植生の回復、長伐期施業*の実施、林道や作業道から遠い・急傾斜地であるなどの理由で管理が難しい人工林の針広混交林化や広葉樹林への林相転換*などの施業内容を選択します。さらに、動植物の生息・生育環境の保全への配慮、利活用や管理をしやすくするみちづくりも同時に進めていきます。

基本方針2：森の価値を高め、持続的に利活用します

引き続き、林道・作業道の整備や技術継承者の育成を行うことで、施業の効率化や人材確保を図ります。また、多摩産材のひとつである秋川産材の利用促進（27 頁参照）や木質バイオマス利用のさらなる推進などにより、木材などの経済的な価値の向上を図り、持続的な森林資源の利用・森林経営を促進します。

さらに、適切な管理による環境保全への貢献、文化や伝統の継承、社会貢献活動の場の提供などの森の社会的な価値を高め、PR することで、持続的に森の管理を行える財源の確保や地域の活性化にもつなげていきます。

基本方針3：森の魅力高め、伝えていきます

観光資源や歴史・文化資源など、森やその周辺の資源の魅力高め、森とともに新たな活用を図ることで、あきる野市全体の魅力を向上させます。また、その魅力を市民や市外の人々に広く伝えていきます。

さらに、森を利用する匠の技や昔話など身近な森の魅力を引き出し、次世代にも継承していくことで、「郷土愛」や「自然愛」を育み、地域を盛り上げていきます。

基本方針4：みんなで森づくりを進めます

みんなの“共通の財産”である「郷土の恵みの森」を創り伝えていくために、町内会・自治会、森林所有者、市民、森林・木材関係団体、産業関係団体、企業、他自治体、市などのあらゆる主体や様々な世代の人々が参加・連携し、協働で森づくりを進めていきます。

そのために、企業の森やカーボン・オフセットといった、様々な主体が森づくりにかかわれる仕組みや制度を積極的に導入していきます。